

諮問 第 1 8 号

東京都環境審議会

東京都環境基本条例第 2 5 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、東京都における実効性ある温暖化対策について諮問します。

平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日

東京都知事
石原 慎太郎